

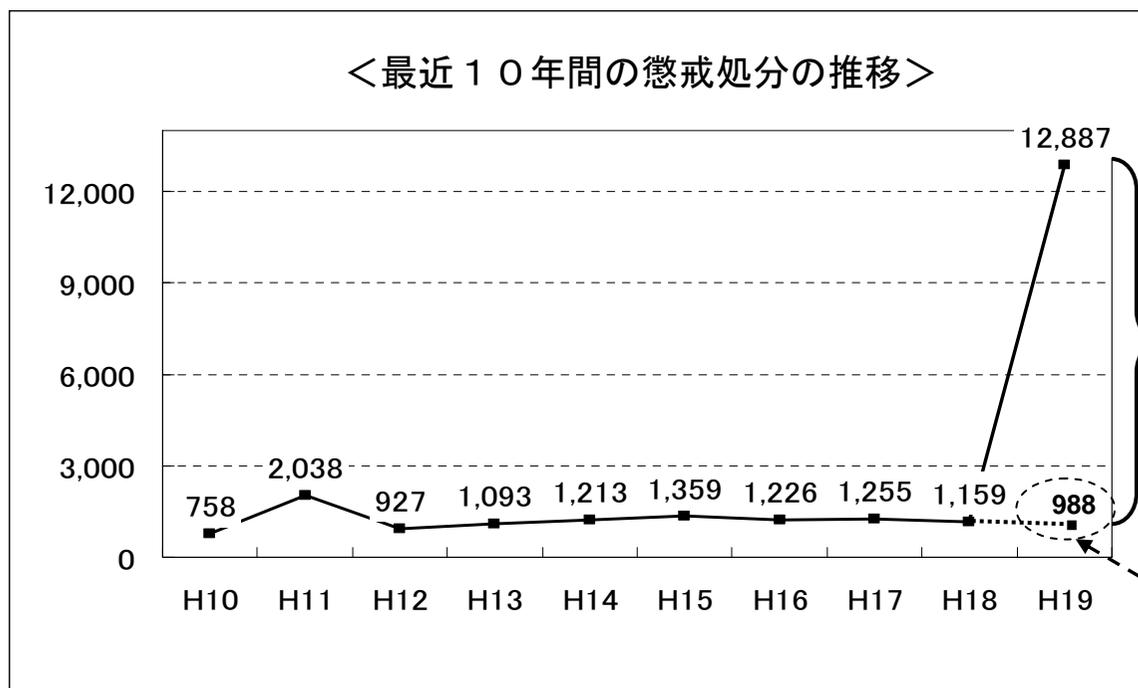
平成19年度 教育職員に係る懲戒処分等の状況について(概要)

(調査対象)

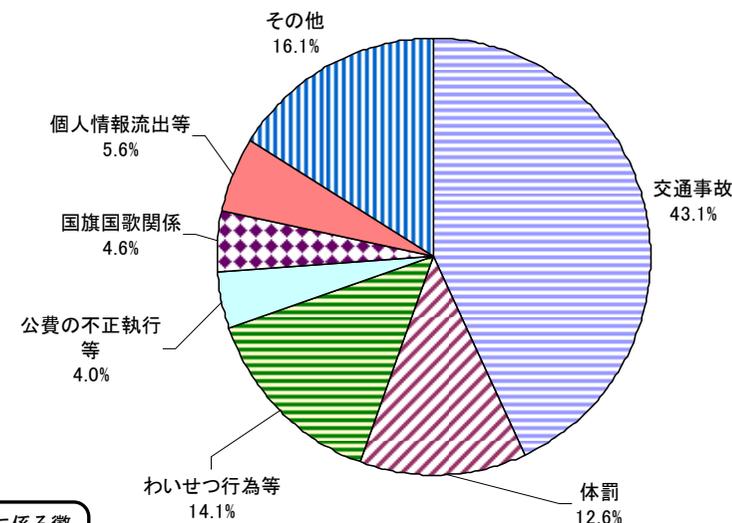
平成19年度中における、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における校長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員に対してなされた懲戒処分等及び分限処分。

1. 懲戒処分等の状況

年 度	懲 戒 処 分					訓告等	諭 旨 免 職	(単位:人) 総 計
	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計			
平成18年度	187	185	295	492	1,159	3,362	10	4,531
平成19年度	168	162	242	12,315	12,887	4,582	13	17,482
争議行為による懲戒処分者数を除いた場合	(168)	(160)	(236)	(424)	(988)	(2,858)	(13)	(3,859)



平成19年度懲戒処分等の事由別割合



(注) 争議行為による懲戒処分者数を除く。

＜平成19年度 処分事由別の内訳及び前年度比増減＞

(単位:人)

処分事由	①懲戒処分		②訓告等	③諭旨 免職	合計(①+②+③)		(参考)最近10年間で最も多かった件数(年度)
		前年度比				前年度比	
交通事故	426	▲ 105	2,048		2,474	84	2,474 (H19)
争議行為	11,899	11,889	1,724		13,623	13,606	13,623 (H19)
体罰	124	▲ 45	247		371	▲ 53	494 (H15)
わいせつ行為等	139	▲ 31	14	11	164	▲ 26	196 (H15)
公費の不正執行又は手当等の不正受給	40	24	36		76	51	76 (H19)
国旗掲揚・国歌斉唱の取扱いに係るもの	45	▲ 13	9		54	▲ 44	265 (H12)
個人情報の不適切な取扱い	55	34	163		218	23	228 (H17)
その他の服務違反等に係るもの	159	▲ 25	341	2	502	▲ 690	2,803 (H11)
合計	12,887	11,728	4,582	13	17,482	12,951	

(注)未履修問題に係るものは、その他服務違反に含めている。個人情報の不適切な取扱は、平成17年度から項目を設定。

主な増減

○最も大きい増加要因は、「争議行為に係るもの」で、前年度比13,606人の増加となっている。

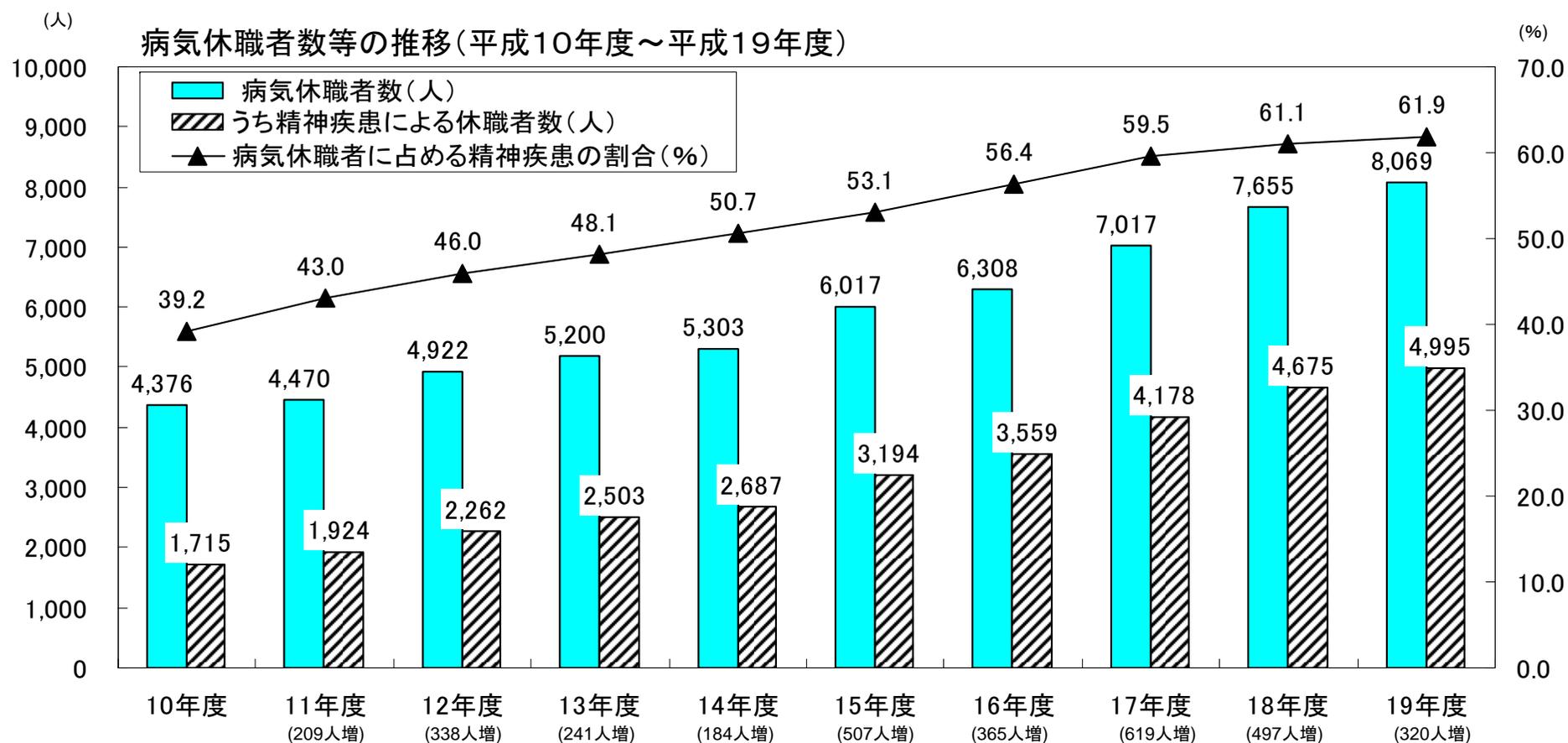
(北海道及び札幌市における争議行為の実施(平成20年1月30日)による懲戒処分等。)

○他に、「交通事故」で84人、「公費の不正執行又は手当等の不正受給」で51人、「個人情報の不適切な取扱い」で23人、前年度に比べて増加している。

○前年度に比べて減少した主なものは、「体罰」(前年度比53人減)や「国旗掲揚・国歌斉唱の取扱いにかかるもの」(前年度比44人減)、「わいせつ行為等」(前年度比26人減)となっている。

2. 分限処分の状況

区 分	降 任	免 職	休 職		起訴休職	その他	降 給	合 計
			病気休職	(うち精神疾患)				
平成19年度	0	14	8,069	(4,995)	17	224	0	8,324



※ 年度の下のカッコは、精神疾患による休職者数の対前年比の数を示す。